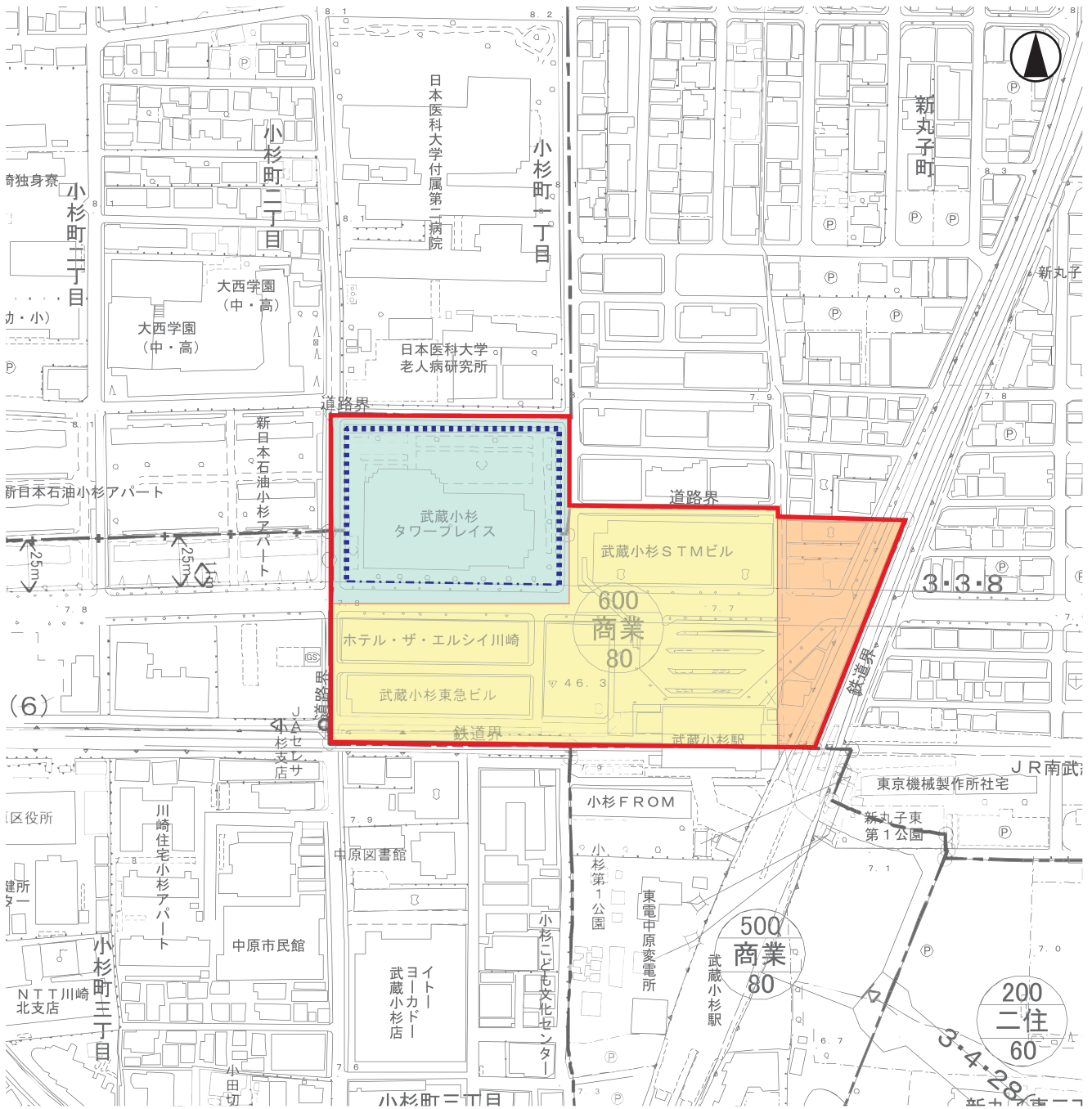


小杉駅北口地区地区計画

名 称		小杉駅北口地区地区計画				
位 置		川崎市中原区小杉町1丁目及び新丸子町				
面 積		約 3.6 ha				
地区計画の目標		<p>本地区は、JR東日本南武線及び東急東横線武蔵小杉駅前に位置し、商業・業務施設が立地している。</p> <p>武蔵小杉駅周辺は、副都心として位置づけられており、副都心としてふさわしい魅力ある街づくりを進める地区である。</p> <p>このため、本計画により適正かつ合理的な土地利用を図り、商業地としての健全な都市環境を形成、保持することを目標とする。</p>				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>A地区 — 街区単位の共同化により、より一層の商業・業務機能の集積及び土地の高度利用を図る。</p> <p>B地区 — 商業・業務機能の充実並びに適正かつ合理的な土地の高度利用を図る。</p> <p>C地区 — 商業・業務施設の集積並びに土地の高度利用を促進するため、高度利用地区として規制誘導を図る。</p>				
	地区施設の整備の方針	本地区周辺は、都市計画道路、駅前広場等は既に整備済であるので、これらの機能が損なわれないように維持保全に努める。また、周辺道路については、二次開発に併せて整備に努める。				
	建築物等の整備の方針	商業・業務施設の集積、土地の高度利用及び必要に応じて敷地の共同化を図り、副都心としてふさわしい商業地が形成されるよう規制誘導する。				
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A 地 区	B 地 区	C 地 区	
		地区の面積	約 1.1 ha	約 0.5 ha	約 2.0 ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>建築物の1階及び2階部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの。(入口ホール、階段等の部分は除く。)</p>			
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	敷地面積 200㎡以上	敷地面積 200㎡未満	—————	
			60/10	50/10		
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	$\frac{20}{10}$	$\frac{20}{10}$		—————
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	$\frac{8}{10}$	—————		—————
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	100㎡		—————
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図表示のとおりとする。	—————	—————	—————		

「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」 ※詳細は市へお問い合わせください。

計画図



凡 例	
	地区計画区域
	A地区
	B地区
	C地区
壁面の位置の制限	
	道路の反対側境界線から12m以上
	道路境界線から4m以上

